

13 試験の免除資格

試験の免除資格は、下表のとおりです。この免除資格を持っている方は、受検申請の際その資格を証明する書類のコピーを添付して試験の免除申請をしてください。(受付期間後に免除申請の申し出をしても受け付けられません。)

保有している資格	免除の対象となる試験	免除に該当する検定職種・作業	免除の等級	備考	
技能検定に合格した方 (技能士の資格あり)		同一の「検定職種」	1級・2級・3級	例) 1級の普通旋盤作業技能検定に合格されている方は(技能士となっている)1級のフライス盤作業を受検する場合の学科試験は免除となる。	
			2級・3級		
			3級		
			単一等級		
技能検定において、 学科試験に合格した方		同一の「検定職種」	特級	免除が受けられる期間は合格日より5年間	
			1級・2級・3級		
			2級・3級		
			3級		
指導員試験に合格した方、又は指導員免許を取得した方		同一の「検定作業」	1級・2級・3級	合格した学科試験と同一の科目(同一の「作業」)を選択する場合に限る。	
			2級・3級		
			3級		
			単一等級		
普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格した方 ※1	技能照査合格後実務経験0年	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級	10ページ別表参照	
			技能照査合格後実務経験2年以上(2800H以上は1年)		2級・3級
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練において技能照査に合格した方 ※1	技能照査合格後実務経験0年	相当する検定職種	2級・3級		
			技能照査合格後実務経験1年以上		2級・3級・単一等級
			技能照査合格後実務経験4年以上		1級・2級・3級・単一等級
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練において技能照査に合格した方 ※1	技能照査合格後実務経験0年	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
			技能照査合格後実務経験2年以上		1級・2級・3級・単一等級
			技能照査合格後実務経験5年以上		特級・1級・2級・3級・単一等級
短期課程の普通職業訓練において(通信訓練)修了時試験に合格して修了した方 ※1	1級技能士コース	相当する検定職種	1級・2級・3級		
			2級技能士コース		2級・3級
			単一等級技能士コース		単一等級
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した方		菓子製造職種	1級・2級	学科試験のうちの食品一般及び菓子一般	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した方又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた方		建築大工職種	1級・2級		
		ブロック建築職種	1級・2級		
		枠組壁建築職種	単一等級		
建築士法による木造建築士試験に合格した方又は木造建築士の免許を保有する方		建築大工職種	1級・2級		
		枠組壁建築職種	単一等級		
全国障害者技能競技大会学科部門の技能証を保有する方		相当する検定職種	2級・3級	※2	
中央技能検定委員を2年以上経験した方		同一の検定職種	1級・2級・3級・単一等級	委嘱された試験科目(同一の「作業」)を選択する場合に限る。	
技能検定において、 実技試験に合格した方	特級	同一の「検定職種」	特級	免除が受けられる期間は合格日より5年間	
			同一の「検定作業」		1級・2級・3級
					2級・3級
					3級
					単一等級
単一等級					
技能五輪全国大会における技能証を保有する方		相当する検定職種	1級・単一等級	合格した実技試験と同一の科目(同一の「作業」)を選択する場合に限る。	
技能五輪地方大会(予選会)における技能証を保有する方 ※2		相当する検定職種	2級・3級	合格した実技試験と同一の科目(同一の「作業」)を選択する場合に限る。	
全国障害者技能競技大会実技部門の技能証を保有する方 ※2		相当する検定職種	2級・3級	合格した実技試験と同一の科目(同一の「作業」)を選択する場合に限る。	
中央技能検定委員を2年以上経験した方		相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級	委嘱された試験科目(同一の「作業」)を選択する場合に限る。	
都道府県技能検定委員又は指定事業主団体技能検定委員を2年以上経験した方		相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級	委嘱された試験科目(同一の「作業」)を選択する場合に限る。	
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定に合格した方	1級	和裁職種	1級・2級		
			2級		

※1：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

※2：平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効(H16厚労告376附則第2項及び第3項)

その他 免除資格について不明な点は、当協会までお問い合わせください。